

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の改正について（議案第63号）

障害福祉課
子育て施設課
生活課

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 前橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

2 主な内容

- (1) 1の(1)から(9)までの条例について、事業所における諸記録の作成、保存等や利用者等に対して書面で説明、同意等を行うものは、電磁的記録等による対応を行うことができることとする。
- (2) 1の(1)、(7)、(8)及び(10)の条例について、特定基準該当障害福祉サービスの事業の準用に係る規定等を整理する。

3 施行期日

令和3年7月1日（ただし、2の(2)については、公布の日）